

【債】白井市基幹相談支援センター業務委託プロポーザル実施要領

1. 趣旨

基幹相談支援センターは、障がい児者及びその家族等に対して、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、一般的な障害者相談支援事業に加え、総合的・専門的な相談支援、地域の相談支援体制の強化の取組、地域移行・地域定着の促進の取組、権利擁護・虐待の防止等を行うことを目的としている。令和7年度から白井市（以下「市」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条の2第2項に基づき設置される施設である基幹相談支援センターを業務委託により実施する。

基幹相談支援センター業務委託の実施にあたっては、事業者（配置する技術者を含む。）に係る業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性、価格等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、公募型プロポーザルにより契約の相手方となる候補者（以下「受注予定者」という。）を特定するものとする。

2. 委託業務名

【債】白井市基幹相談支援センター業務委託

3. 委託業務場所

白井市復1123 白井市保健福祉センター

4. 業務内容

法第77条第1項第3号に規定する障害者相談支援事業及び法第77条の2第1項に規定する基幹相談支援センター業務

※詳細は「【債】白井市基幹相談支援センター業務委託仕様書」に記載のとおり

5. 履行期間

令和7年4月1日（火）から

令和10年3月31日（金）まで

6. 提案限度額

74,745,000円（消費税及び地方消費税含む）

※年度別提案限度額

令和7年度 24,585,000円

令和8年度 24,915,000円

令和9年度 25,245,000円

※年度ごとの提案限度額を超える提案は受け付けない。

※提案限度額は、契約締結時の予定価格を示すものではなく、事業内容の規模を示すものであることに留意すること。

7. 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額を契約保証金として納付すること。

ただし、契約金額の100分の10以上の額の契約保証がなされていることが証明される次のいずれかの書類を提出することをもって、これに代えることができる。

(1) 金融機関等の保証書

(2) 履行保証保険証券

また、白井市財務規則第139条第4項第1号又は第3号に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

8. 支払特約

前払い金 有

会計年度（4月1日～翌年3月31日）ごとに2回支払うものとし、支払時期及び方法については契約書による。

9. 参加資格

参加申込書提出から受注予定者特定までの間に次の要件を満たす者とする。

- (1) 令和6年6月11日の時点において、白井市において指定一般相談支援事業若しくは指定特定相談支援事業の指定を受けている事業者若しくはその共同企業体、又は印旛圏域（成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、富里市、酒々井町、栄町）において自治体が実施する基幹相談支援センター若しくは中核地域生活支援センターを受託している事業者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者でないこと（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む）。
- (3) 令和6年6月11日（参加申込書提出期限）から、令和6年8月6日（受注予定者の選定）までの間において、白井市建設工事等請負業者等指名停止措置要領による指名停止を受けていないこと。
- (4) 白井市入札契約に係る暴力団排除要綱に定める除外措置要件に該当していないこと。
- (5) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者でないこと。
- (6) 本実施要領公表日前6か月以内に手形、小切手を不渡りしていないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可

の決定が確定された者を除く。) であること。

10. 資料の交付

本プロポーザルに係る資料を、下記のとおり交付する。

(1) 交付資料

- ・【債】 白井市基幹相談支援センター業務委託プロポーザル実施要領
- ・【債】 白井市基幹相談支援センター業務委託プロポーザル様式集
- ・【債】 白井市基幹相談支援センター業務委託仕様書
- ・【債】 白井市基幹相談支援センター業務委託設計書

(2) 交付方法

- ・白井市ホームページに掲載する。
下記のURLからダウンロードすること。
<https://www.city.shiroi.chiba.jp/soshiki/hukushi/k09/sg004/13782.html>

11. スケジュール

参加申込から契約締結までのスケジュール

手続き等の名称	日程・締切	備考・提出書類等
実施要領等の公表	令和6年5月22日(水)	
説明会	令和6年5月27日(月) 13時から16時まで	3日前までに要予約
参加申込書提出期限	令和6年6月11日(火) 17時まで	様式1(及び必要書類)
参加資格確認結果通知書送付予定日	令和6年6月14日(金)	様式2
質問書受付期間	参加資格確認結果通知書を受けた日から 令和6年6月19日(水) 17時まで	様式4
回答予定日	令和6年6月24日(月) 12時	白井市ホームページに掲載
提案書等提出期間	令和6年6月25日(火)から 令和6年7月31日(水) 17時まで	様式5及び添付書類
プレゼンテーション実施予定日	令和6年8月6日(火)	※変更となる場合あり
結果通知書送付予定日	令和6年8月13日(火)	様式6

受注予定者との協議	令和6年8月23日（金）から 令和6年8月30日（金）まで	
見積書提出（予定）	令和6年9月10日（火）	
契約締結（予定）	令和6年9月13日（金）	

1 2. 説明会

具体的な業務内容等について参加希望者の理解を深め、市の意向に沿った提案書の提出を促すために、次のとおり説明会を開催する。

日 時：令和6年5月27日（月曜日） 13時から16時まで
一者1時間程度

場 所：白井市役所 本庁2階災害対策室3

説明会への参加を希望する者は、開催の3日前までに電話にて予約すること。

その他、必要に応じて、別日程で現地案内をする場合あり。

1 3. 参加申込

（1）提出書類

①参加申込書（様式1）

②白井市において指定特定相談支援事業若しくは指定一般相談支援事業の指定を受けていることを証する通知等の写し、又は印旛圏域（成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、富里市、酒々井町、栄町）において基幹相談支援センター若しくは中核地域生活支援センターを受託していることを証する契約書等の写し

③登記簿謄本（履歴事項全部証明書）発行後3か月以内のもの

④財務諸表（損益計算書・貸借対照表）直前決算のもの

⑤納税証明書その3の3

⑥会社概要

※③～⑥は、白井市入札参加適格者名簿に登録が無い場合。

（2）受付期間

令和6年5月22日（水曜日）から

令和6年6月11日（火曜日）17時まで

（郵送の場合は、必着）

（3）提出方法

担当課へ持参または郵送にて提出すること。

※持参の場合には、担当課に電話連絡をし、持参予定日時を調整すること。

※郵送の場合には、配達記録が残る方法で郵送すること。

1 4. 参加資格確認の通知

参加申込書の内容について、参加資格を満たしているかを確認し、その結果を電話連絡及び参加資格確認結果通知書（様式2）により通知する。

また、参加が認められなかった者に対しては、参加を認めない理由を記載して通知する。

参加資格確認結果通知書は、令和6年6月14日（金曜日）までに発送する。

参加資格確認結果通知書により参加が認められなかったことについて異議がある者は、参加資格確認結果通知書を受理した日から7日以内に必着で異議申立書（様式3）を担当課へ提出すること。

1 5. 質問及び回答

業務及びプロポーザルについて質問がある場合には、令和6年6月19日（水曜日）17時までに質問書（様式4）をメールまたはFAXにて担当課へ提出し、電話により担当課へ提出したことを連絡すること。

質問についての回答は、令和6年6月24日（月曜日）12時までに白井市ホームページ内に掲載する。

回答内容については、競争条件及び契約内容に含むこととする。

1 6. 参加辞退

提案者として認定されてから、プレゼンテーション実施予定日までの間に止むを得ない事情により参加を辞退する場合は、辞退届（様式7）を提出すること。

なお、辞退することにより今後市から不利益な扱いを受けることはない。

1 7. 評価方法及び評価基準

（1）評価方法

審査は業務実績等による客観評価やプロポーザル選定委員会による提案書及びプレゼンテーション内容の評価によって行う。

（2）評価基準

別表1-1のとおり

1 8. 提案方法

（1）審査

実施体制・実績・見積額等を書類審査及び提案書によるプレゼンテーション審査を実施する。

プレゼンテーションの会場・日時については、別途連絡する。

（2）提出書類

- ・提案書等提出届（様式5）
- ・業務実績票（様式8）
- ・業務体制票（様式9）
- ・提案書 ※作成方法は別表1-2による

- ・見積書及び見積金額内訳書（様式10・11）

（3）受付期間

令和6年6月25日（火曜日）から
令和6年7月31日（水曜日）17時まで
（郵送の場合は必着）

（4）提出方法

持参または郵送にて提出すること。

※持参の場合には、提出先に電話連絡をし、持参予定日時を調整すること。

※郵送の場合には、配達記録が残る方法で郵送すること。

19. 結果の通知

プロポーザル審査結果通知書（様式6）により、受注予定者名、受注予定者の点数、次点者名及び自己の点数を通知する。

※審査の結果に異議がある者は、審査結果通知書を受理した日から7日以内に必着で異議申立書（様式3）を担当課へ提出すること。

20. 結果の公表

（1）受注予定者については白井市ホームページ内に掲載する。

（2）受注予定者を特定した過程や評価結果については、白井市情報公開条例に基づき対応する。

21. 契約の締結

（1）市は受注予定者と業務の詳細等を協議のうえ、見積書を徴取し契約を締結する。

（2）受注予定者に事故があり見積書の徴取が不可能となった場合、または受注予定者との協議が整わない場合、市は次点者と業務の詳細等を協議のうえ契約を締結する。なお、受注予定者と契約が締結された場合、市は次点者へ速やかに連絡する。

（3）原則として、契約金額は提案時に提出された見積金額を超えることはできない。ただし、協議の結果、設計及び仕様内容等に追加があった場合には、この限りではない。

22. その他留意事項

（1）次のいずれかに該当する場合は、失格または提出書類を無効とする。

- ・受注予定者特定までの間に参加資格を満たさなくなった場合。
- ・審査の公平性を害する行為があった場合。
- ・本要領に規定する提出書類の提出方法、提出先、提出期限を満たさない場合。
- ・指定する様式及び記載に関する留意事項等が守られていない場合。
- ・提出書類の記載に虚偽の記載があった場合。

- ・提出書類に記載すべき事項の全部または一部の記載が漏れている場合。
- (2) 書類の作成、提出及びプレゼンテーションに係る費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出された資料は、返却しない。
- (4) 市は提出された提案書類について、受注予定者の特定以外に提案者に無断で使用しないこととする。
- (5) 提出期限以降における提出書類の差換え及び再提出は認めない。
- (6) プロポーザルを公正に執行することが困難と認めるとき、その他止むを得ない事情があるときは、プロポーザルを延期、または中止することがある。この場合において、提案者は異議を申し立てることはできない。
- (7) 本要領に定めのない事項については競争性、公平性を考慮のうえ、適宜市が判断するものとする。
- (8) 審査の結果、1位の者を決定したとしても、その者の評価点が市の定める基準を超えない場合、受注予定者とししない。
- (9) 本件に係る予算が、議会の議決を得られないときは、契約手続きを中止する。
なお、この場合、市は本件が契約締結されないことによる補償は行わない。
- (10) 市は2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」の実現に向けて取り組んでいるため、受注者となった場合は、市の方針や取組等を十分に理解し、本事業を行うに当たっては、温室効果ガスの排出抑制等に努めることとする。

23. 提出及び問い合わせ先（担当課）

本要領で定める提出物の提出及び質問等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

〒270-1492

千葉県白井市復1123

白井市役所福祉部障害福祉課 担当 伊藤

電話 047-497-3483

FAX 047-492-3033

E-mail syougai-fukushi@city.shiroi.chiba.jp

別表 1 - 1 評価基準等

審査 提出書類 (1) 提案書等提出届 (様式 5)

(2) 業務実績票 (様式 8)

(3) 業務体制票 (様式 9)

(4) 提案書 (A 4 任意様式) ※下記作成方法参照

(5) 見積書及び見積金額内訳書 (様式 10・11)

【客観評価】

評価項目	評価の視点	配点	備考
業務実績	過去の相談支援事業等の対象種別、相談支援事業以外の障害福祉サービス事業の業務実績が十分であるか。	60	

【提案書及びプレゼンテーション内容の評価】

評価項目	評価の視点	配点	備考
業務に対する考え方	法令や本業務の目的を理解し、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関としての機能を果たしていくための運営の視点があるか。	10×6	60
人員に対する考え方	<p>業務実施手順が適切かつ実現可能であるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務を適切に行うために適した人材配置が予定されているか。職種の偏りが無い。 ・職員の人員体制及び欠員が生じた場合の体制の確保に実効性があるか。 ・職員の定着及び資質向上の取組がなされているか。 ・開所時間外の緊急時の体制、対応等が確保されているか。 ・責任者や管理体制が明確か。 	20×6	120
現状に対する取り組み	<p>白井市の現状を把握し、その対応方法が適切であるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様々な障がいの種別や各種ニーズに対応し運営する視点があるか。 ・地域課題を把握し、課題解決へ向けた取り組み意欲があるか。 ・運営における公正、中立性の視点があるか。 	20×6	120

	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の管理方法、体制について適切な取り組みがなされているか。 ・苦情解決の体制について、適切な取り組みがなされているか。 		
業務方針 1	<p>総合的・専門的な相談支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ きめ細やかな支援を適切に行うための工夫があるか。 ・ 困難事例等、専門的な相談を実施できる体制があるか。 <p>地域の相談支援体制の強化の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 効果的かつ具体的な体制を検討しているか。 <p>障がい者相談支援に関する各種情報の収集、集約、発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 効果的かつ具体的な体制を検討しているか。 	20×6	120
業務方針 2	<p>地域移行、地域定着へ向けた取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 効果的かつ具体的な体制を検討しているか。 <p>地域自立支援協議会の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主体的かつ適切に行う姿勢があるか。協議会運営の活性化に向けた具体的な提案があるか。 <p>権利擁護、障がい者虐待防止に対する取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 効果的かつ具体的な体制を検討しているか。 	20×6	120
独自提案等	<p>設計書、仕様書等に定めるもの以外に、市の特性に即した有効な提案等があるか。</p>	15×6	90
プレゼンテーションについて	<p>プレゼンテーションでの説明や質問回答時の態度等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務に取り組む意欲、積極性が感じられるか。 ・ 知識等の裏付けにより説得力があるか。 	15×6	90
見積額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支出額縮減への意欲があるか。 ・ 適切な範囲内での見積額であるか。 	220	比例配分

審査 60点 + 720点 (120点 × 6名) + 220点 (見積)
合計 (満点) 1000点

別表1-2 提案書類作成方法

- (1) 作成にあたっては日本語を用い、通貨は日本円とすること。
- (2) 提案書は代表者印を押印した正本1部と、提案者名等が特定できる名称やロゴマーク等を使用していない副本7部をそれぞれファイルで綴じて提出すること。
- (3) 提案書の様式は任意とするが、用紙はA4を用い、評価項目順とし、評価の視点を踏まえて記載し、頁数は表紙等を含めて20ページ以内とする。
- (4) 見積書の金額は税抜きで記載し、提案限度額の範囲内であること。
- (5) 本業務を受託するにあたり、専門的知識、技術を有する事業者としての提案を仕様内容等に留意し自由に提案すること。